



令和 6 年度及び令和 7 年度上半期における 取引適正化に向けた取組

令和 7 年 11 月 7 日
公正取引委員会

令和 6 年度及び令和 7 年度上半期 における下請法の運用状況

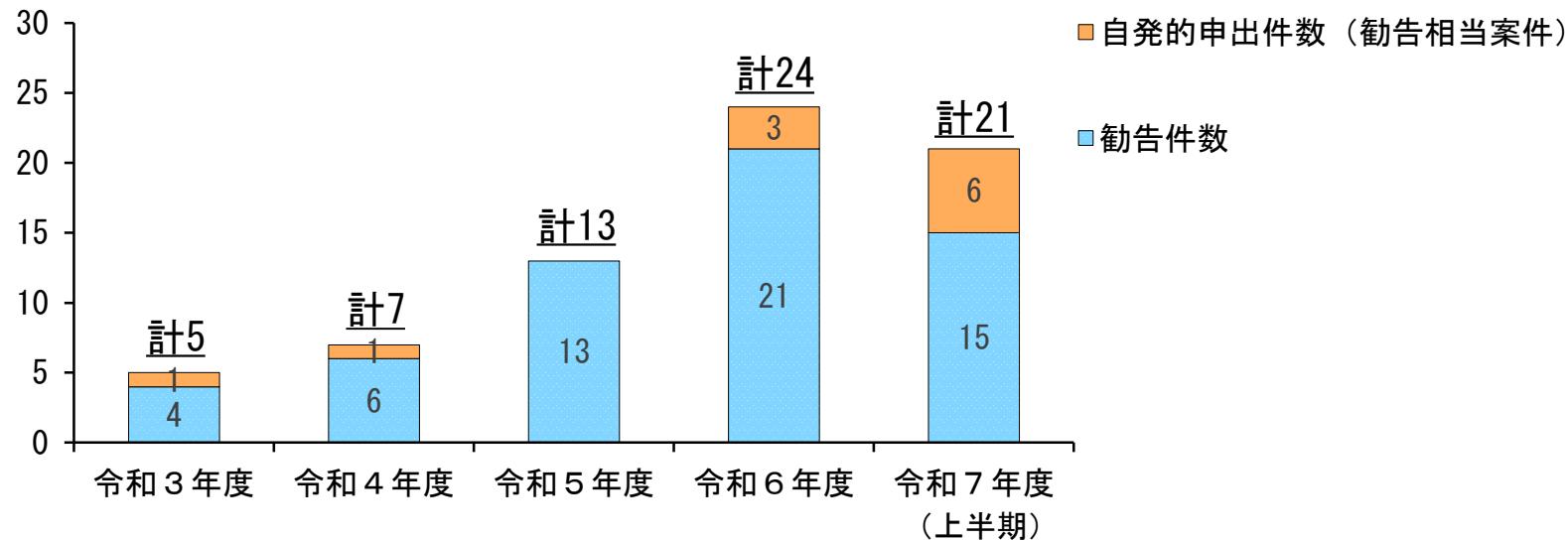
下請取引調査室



- 1 令和6年度の勧告件数21件（平成以降で最多）
令和7年度上半期の勧告件数15件
- 2 下請事業者に金型等を無償で保管させる行為（不当な経済上の利益の提供要請）、下請代金の減額、一方的な発注単価の引下げ（買いたたき）、下請事業者が製造した商品の受領拒否、返品など、多くの行為類型について勧告を行った。
- 3 中小企業庁と更なる連携強化を行い、令和6年度1件及び令和7年度上半期2件の措置請求事件について勧告した。

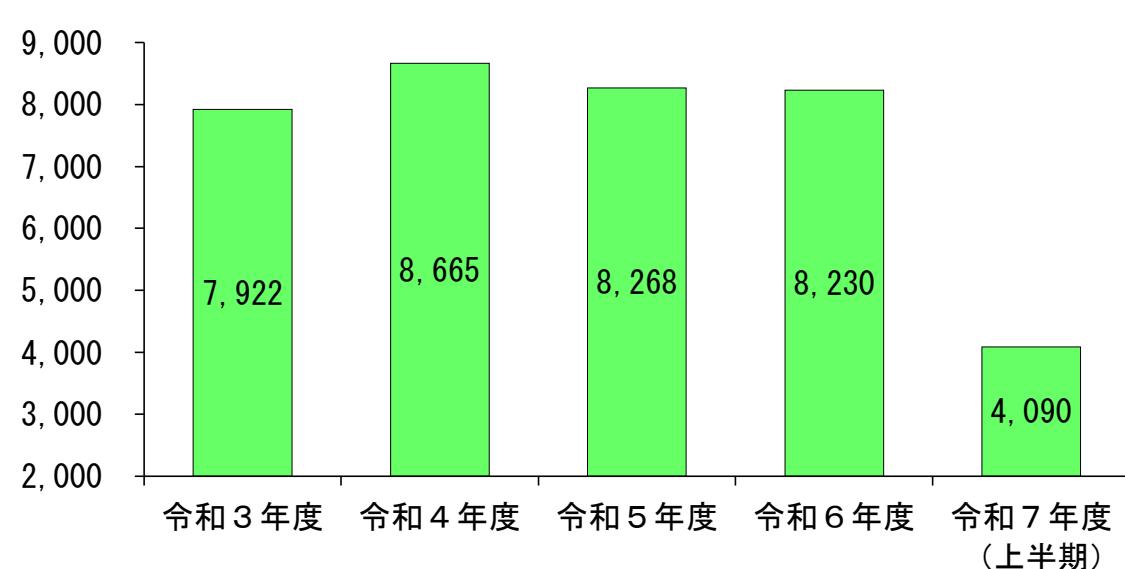
勧告件数及び自発的申出件数（勧告相当案件）の推移

[単位：件]



指導件数の推移

[単位：件]



1 價格転嫁に関連するもの（減額）

○ 生活協同組合コープさっぽろは、「月次リベート」や「システム利用料」等の額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。

減額金額は、下請事業者27名に対し、総額2537万4079円であり、生活協同組合コープさっぽろは勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。

○ (株)ビックカメラは、令和5年7月から令和6年8月までの間、「拡売費」の額等を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。

減額金額は、下請事業者51名に対し、総額5億5746万8909円であり、(株)ビックカメラは勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。

【主な勧告の内容】

- 今後、下請代金の減額を行わないこと等を取締役会等の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

2 價格転嫁に関連するもの（買いたたき）

(株)KADOKAWA及び(株)KADOKAWA LifeDesign(以下「LifeDesign」という。)は、次の行為を行っていた。

なお、(株)KADOKAWAにあっては令和6年3月まで、LifeDesignにあっては同年4月以降、雑誌「レタスクラブ」の発行事業において、レタスクラブの記事作成及び写真撮影業務(以下「本件業務」という。)を下請事業者に委託している。

① (株)KADOKAWAは、令和5年1月、自社の収益改善を図るため、本件業務の発注単価を改定する旨を記載した「原稿料改定のお知らせ」と題する文書を下請事業者に通知した上で、下請事業者と十分な協議を行うことなく、当該発注単価を従前の単価から引き下げるこれを一方的に決定し、令和5年4月発売号以降のレタスクラブに係る本件業務を下請事業者に委託する際に、当該引下げ後の単価を適用した。

② LifeDesignは、令和6年4月1日に(株)KADOKAWAからレタスクラブ事業を承継し、本件業務を下請事業者に委託する際の発注単価について、同月以降、下請事業者と十分な協議を行うことなく、(株)KADOKAWAが当該承継前に一方的に決定した単価をそのまま適用している。

【主な勧告の内容】

- 通常支払われる対価に比し著しく低い額ではない額まで、下請代金を過去の支払分に遡って引き上げること。
- 今後、買いたたきを行わないこと等を取締役会の決議により確認すること。

3 金型等に関連するもの(不当な経済上の利益の提供要請)

○ SANEI(株)は、遅くとも令和4年7月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型について、当該金型を用いて製造する水栓金具等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、自己のために無償で保管させるとともに、当該金型の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり1回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

※SANEI(株)に対しては、下請代金の減額についても勧告を行った。

○ 住友重機械ハイマテックス(株)は、遅くとも令和5年4月1日から令和6年7月末日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型、木型及び治工具について、当該金型等を用いて製造する金型及び部品の次回以降の発注の有無又は次回以降の具体的な発注時期の見通しを示すことができないにもかかわらず、下請事業者に対し、引き続き、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

住友重機械ハイマテックス(株)は勧告前に、下請事業者5名に対し、協議を行い見積書を徴収した上で、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額319万6723円を支払っている。

○ 東京ラヂエーター製造(株)は、遅くとも令和4年12月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型について、当該金型を用いて製造する製品及びその部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

○ 中央発條(株)は、遅くとも令和5年4月1日から令和6年10月25日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型について、当該金型を用いて製造する自動車用ばね等の製造を大量に発注する時期を終えた後、下請事業者に対し、当該金型を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

中央発條(株)は勧告前に、下請事業者24名に対し、協議を行った上で、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額572万5260円を支払っている。

○ (株)フタバ九州は、遅くとも令和5年4月1日から令和6年9月末日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する又は(株)フタバ九州の親会社であるフタバ産業(株)から貸与を受けた金型、治具及び検具について、当該金型等を用いて製造する自動車部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

(株)フタバ九州は勧告前に、下請事業者16名に対し、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額2914万951円を支払っている。

【主な勧告の内容】

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

4 その他の行為類型(受領拒否、不当な給付内容の変更及び不当なやり直し)

- (株)シャトレーゼは、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者に製造を委託した自社の店舗等で販売する洋菓子等の包装資材及び原料について、受領期日を経過しているにもかかわらず、いまだその一部を受領していない(受領拒否)。
※(株)シャトレーゼに対しては、不当な経済上の利益の提供要請についても勧告を行った。

【主な勧告の内容】

- 受領していなかった商品を受領すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

- カバー(株)は、令和4年4月から令和5年12月までの間、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した後に、発注書等で示された仕様等からは作業が必要であることが分からぬやり直しを無償でさせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた(不当な給付内容の変更及び不当なやり直し)。

【主な勧告の内容】

- 今後、不当なやり直しを行わないこと等を取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

5 中小企業庁長官からの措置請求案件(減額)

クノールブレムゼ商用車システムジャパン(株)は、令和5年9月から令和6年4月までの間、下請代金の額から「One Time Bonus」(注)等の額を差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。

減額金額は、下請事業者9名に対し、総額6738万6092円であり、クノールブレムゼ商用車システムジャパン(株)は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。

(注)クノールブレムゼ商用車システムジャパン(株)が下請代金の額を減じる際に用いていた減額の名称

【主な勧告の内容】

- 今後、下請代金の減額を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

1 価格転嫁に関連するもの(減額)

○ (株)ジェイテクトは、自社が販売し又は製造を請け負う自動車用部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際の振込手数料を下請事業者の負担とすることを書面で合意していたが、令和4年12月から令和6年11月までの間、ジェイテクト(株)が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金から減じていた。

減額金額は、下請事業者374名に対し、総額177万8634円であり、(株)ジェイテクトは勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。

○ (株)Olympicは、自社が販売する食料品等の製造又は利用者から請け負う時計の修理を下請事業者に委託しているところ、令和5年5月から令和7年4月までの間、「割戻し」の額及び下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、(株)Olympicが実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額(注)の額を下請代金から減じていた。

減額金額は、下請事業者16名に対し、総額1727万5530円であり、(株)Olympicは勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。

(注)下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際の振込手数料については、下請事業者の負担とすることを書面で合意していた。

【主な勧告の内容】

- 今後、下請代金の減額を行わないこと等を取締役会等の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

2 製造した製品の引取に関連するもの(返品)

○ 佐藤商事(株)は、下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、令和5年2月から令和6年4月までの間、当該商品を引き取らせていた。

返品した商品の下請代金相当額は、下請事業者19名に対し、総額1434万5140円であり、佐藤商事(株)は当該金額を下請事業者に勧告前に支払っている。

○ 岩機ダイカスト工業(株)は、下請事業者から製品を受領した後、品質検査をロット単位の抜取りの方法により行っていたが、あらかじめ当該製品に瑕疵があった場合の引取りの条件について下請事業者と合意していないにもかかわらず、受領した合格ロット中の製品に、直ちに発見することができる瑕疵があったことを理由として、令和5年4月から令和7年1月までの間、下請事業者に対し、当該製品を引き取らせていた。

また、下請事業者に対し、当該製品を引き取らせるに当たり、当該製品の受領から下請事業者による引取りまでの間に要した当該製品に係る加工費等の費用を負担させていた。

返品した製品の下請代金相当額及び加工費等の額は、下請事業者16名に対し、総額815万5630円であり、岩機ダイカスト工業(株)は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。

【主な勧告の内容】

- 今後、下請法の返品を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

3 金型等に関連するもの(不当な経済上の利益の提供要請)

- (株)コロナは、遅くとも令和5年3月1日以降、下請事業者に貸与している金型及び治具について、当該金型等を用いて製造する本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管されることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。
- カヤバ(株)は、遅くとも令和5年4月1日以降、自社が管理する型及び治具について、当該型等を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該型等を自己のために無償で保管されることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。
- 日精樹脂工業(株)は、遅くとも令和6年2月2日以降、下請事業者に貸与していた木型又は金型について、当該木型等が長期間使用されていないことを認識したにもかかわらず、下請事業者に対し、引き続き自己のために無償で保管させていた。
※日精樹脂工業(株)に対しては、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しについても勧告を行った。
- SMK(株)は、遅くとも令和6年1月1日以降、下請事業者に貸与している自社又は自社の顧客が所有する金型又は金型を構成する部品について、当該金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管されることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。
- 井関農機(株)は、遅くとも令和5年5月1日から令和7年1月31日までの間、下請事業者に貸与している自社又は製造子会社等が所有する金型、樹脂型、木型等の型及び溶接器具、刃物、測定機器等の治具について、井関農機(株)又は製造子会社等が当該型及び治具を用いて製造される部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該型及び治具を自己のために無償で保管されることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。
井関農機(株)は勧告前に、下請事業者102社に対し、製造子会社等を通じ、協議を行った上で、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額1億6249万9216円を支払っている。
- 不二サッシ(株)は、遅くとも令和5年12月1日以降、下請事業者に貸与している金型、木型及び治具について、当該金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管されることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。
※不二サッシ(株)に対しては、返品についても勧告を行った。

【主な勧告の内容】

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

○主な勧告事件の概要(令和7年度上半期)



4 自動車ディーラーに関するもの(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)

○ (株)スズキ自販大分は、遅くとも令和4年5月から令和6年8月まで、自社が請け負う自動車の修理の顧客に代車として貸し出すために、下請事業者に対し、合計25台の自動車を自己のために無償で提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

(株)スズキ自販大分は勧告前に下請事業者8名に対し、無償で自動車を提供させたことによる費用相当額として、総額853万6123円を支払っている。

【主な勧告の内容】

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

5 中小企業庁長官からの措置請求案件

① 減額

○ (株)ヨドバシカメラは、家庭用電気製品等の製造等を下請事業者に委託しているところ、令和6年1月から令和7年3月までの間、「リベート」等の名目で、下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は一定額を下請代金から減じていた。

減額金額は、下請事業者6名に対し、総額1349万2930円であり、(株)ヨドバシカメラは勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。

【主な勧告の内容】

- 今後、下請代金の減額を行わないこと等について、取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

② 不当な経済上の利益の提供要請

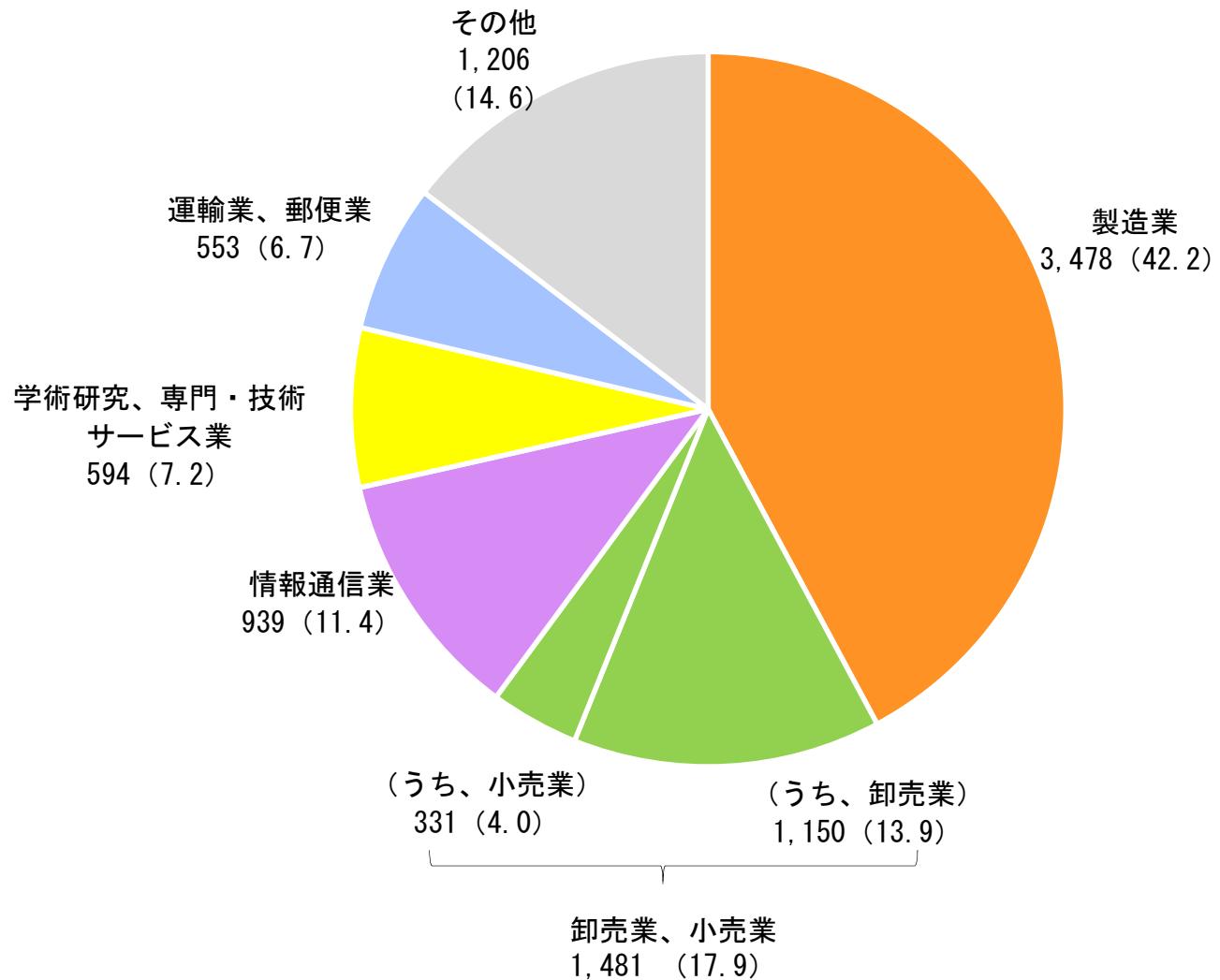
○ (株)シマノは、令和5年12月1日以降、下請事業者に貸与している金型、機械装置及び工具器具を用いて製造する自転車部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、自己のために無償で当該金型等を保管させるとともに当該金型等の現状確認等の棚卸作業を1年間当たり2回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

【主な勧告の内容】

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること。

勧告・指導件数（8,251件）の内訳

[単位：件、（%）]

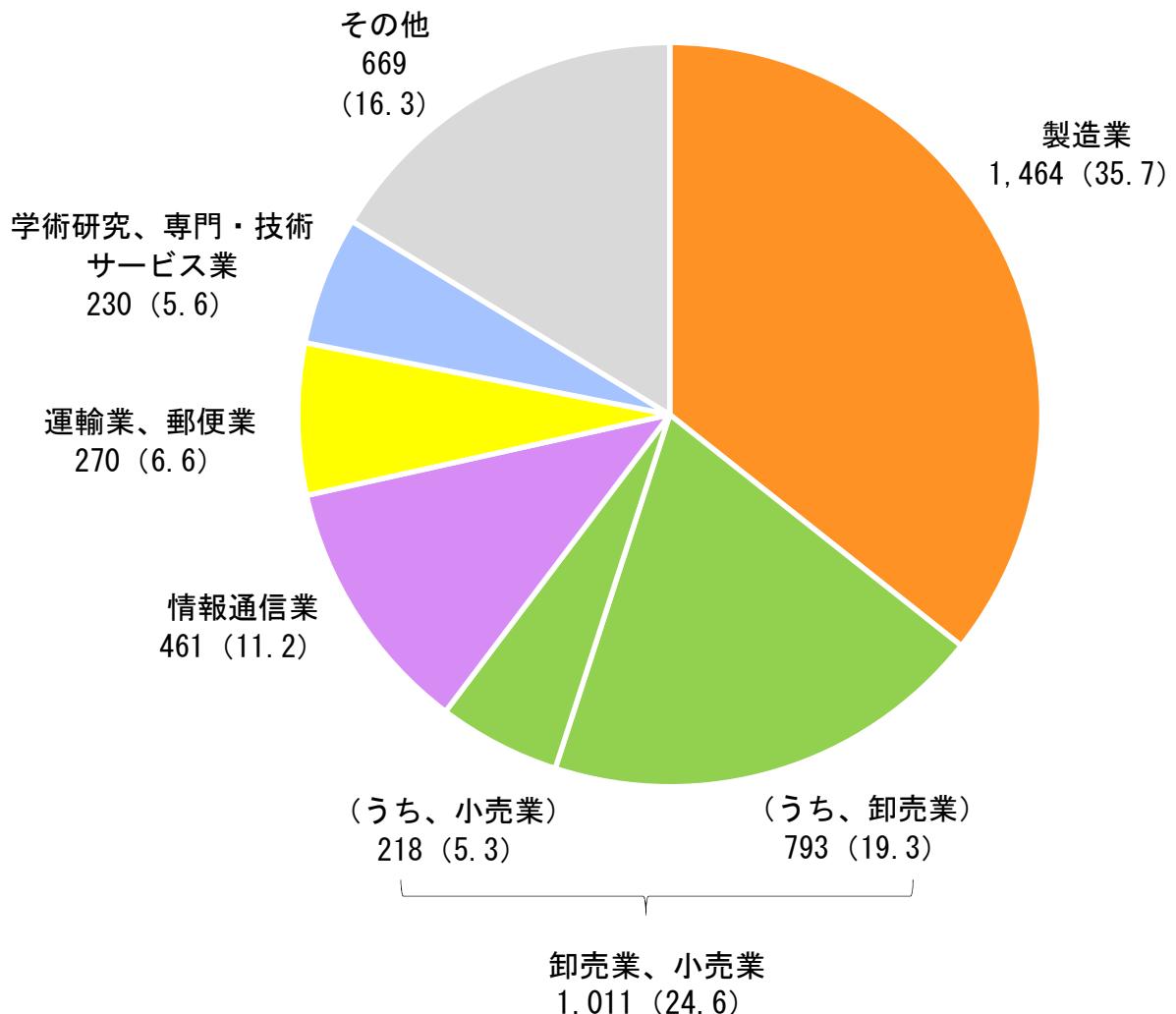


(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) ()内の数値は勧告・指導件数全体に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

勧告・指導件数（4,105件）の内訳

[単位：件、（%）]

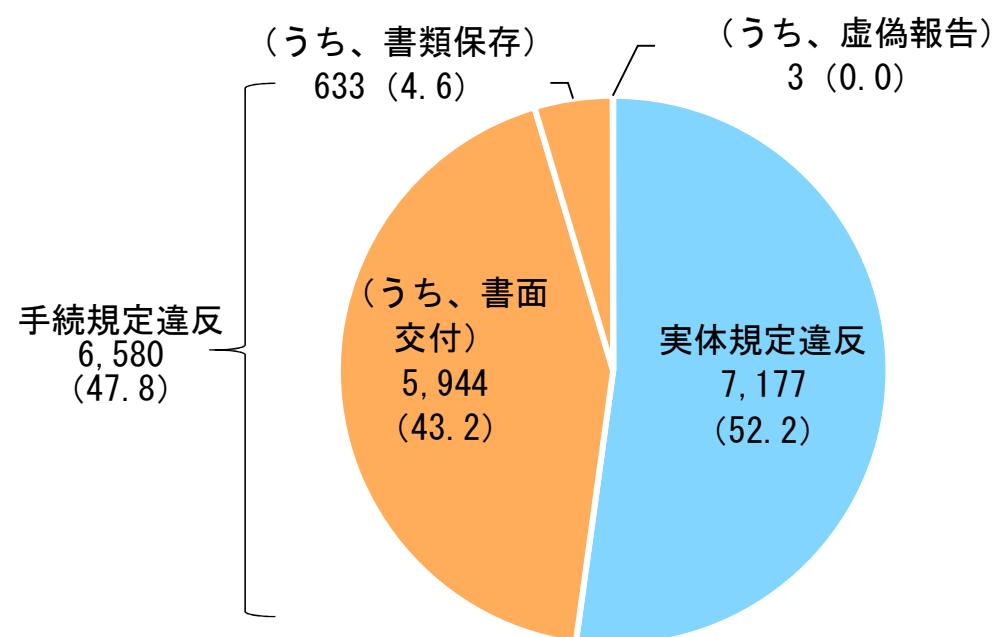


(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) ()内の数値は勧告・指導件数全体に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

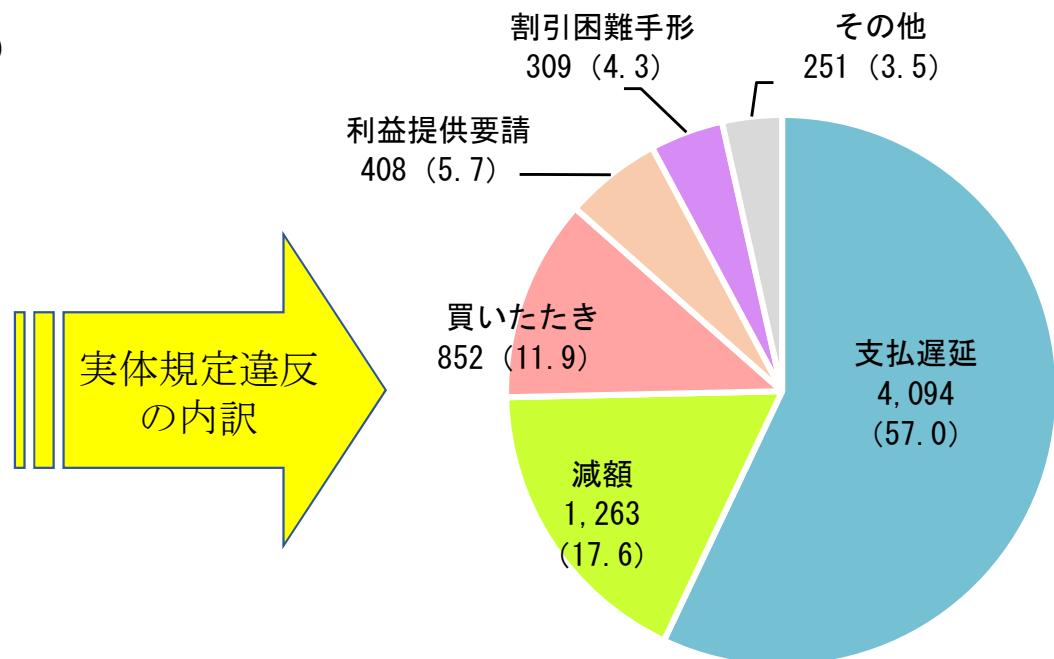
類型別件数 (13,757件) の内訳

[単位：件、(%)]



実体規定違反件数 (7,177件) の行為
類型別内訳

[単位：件、(%)]



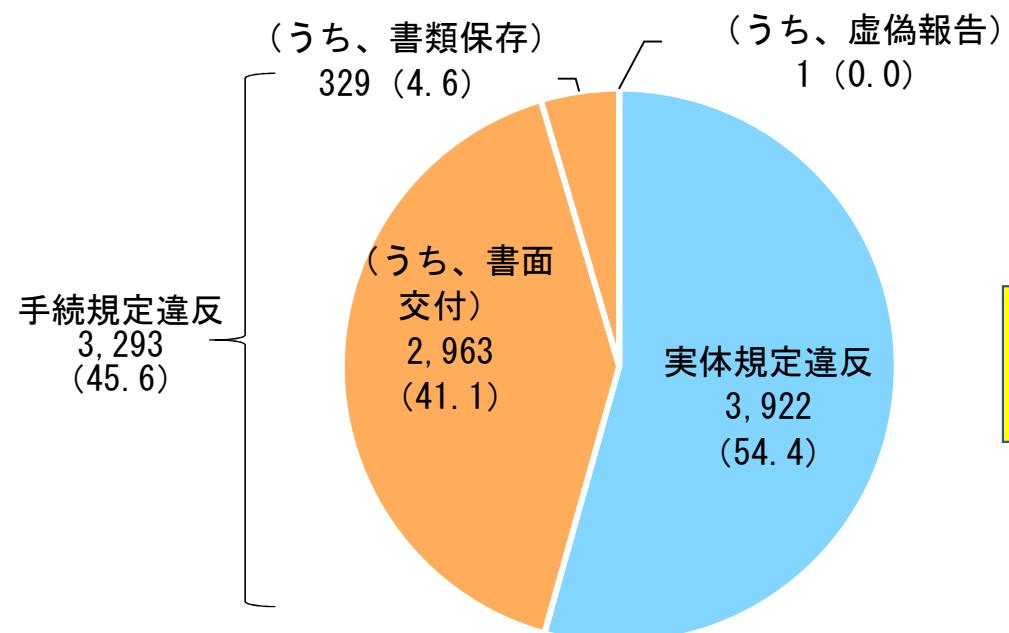
実体規定違反
の内訳

(注) () 内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。
1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と、12頁の勧告・指導件数とは一致しない。

(注) () 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

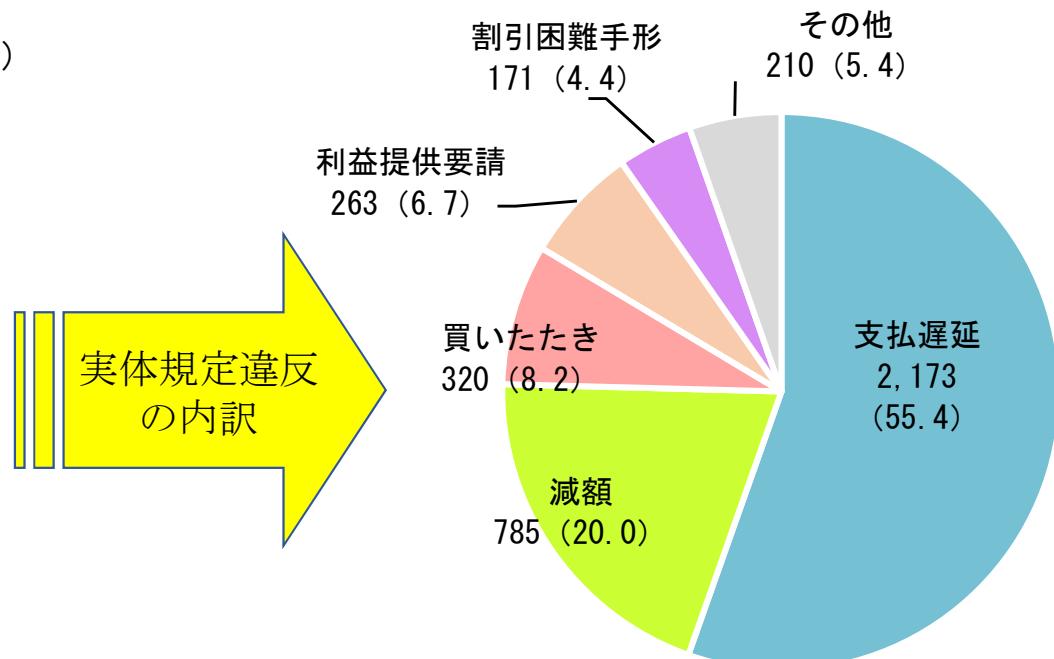
類型別件数(7,215件)の内訳

[単位: 件、(%)]



実体規定違反件数(3,922件)の行為類型別内訳

[単位: 件、(%)]



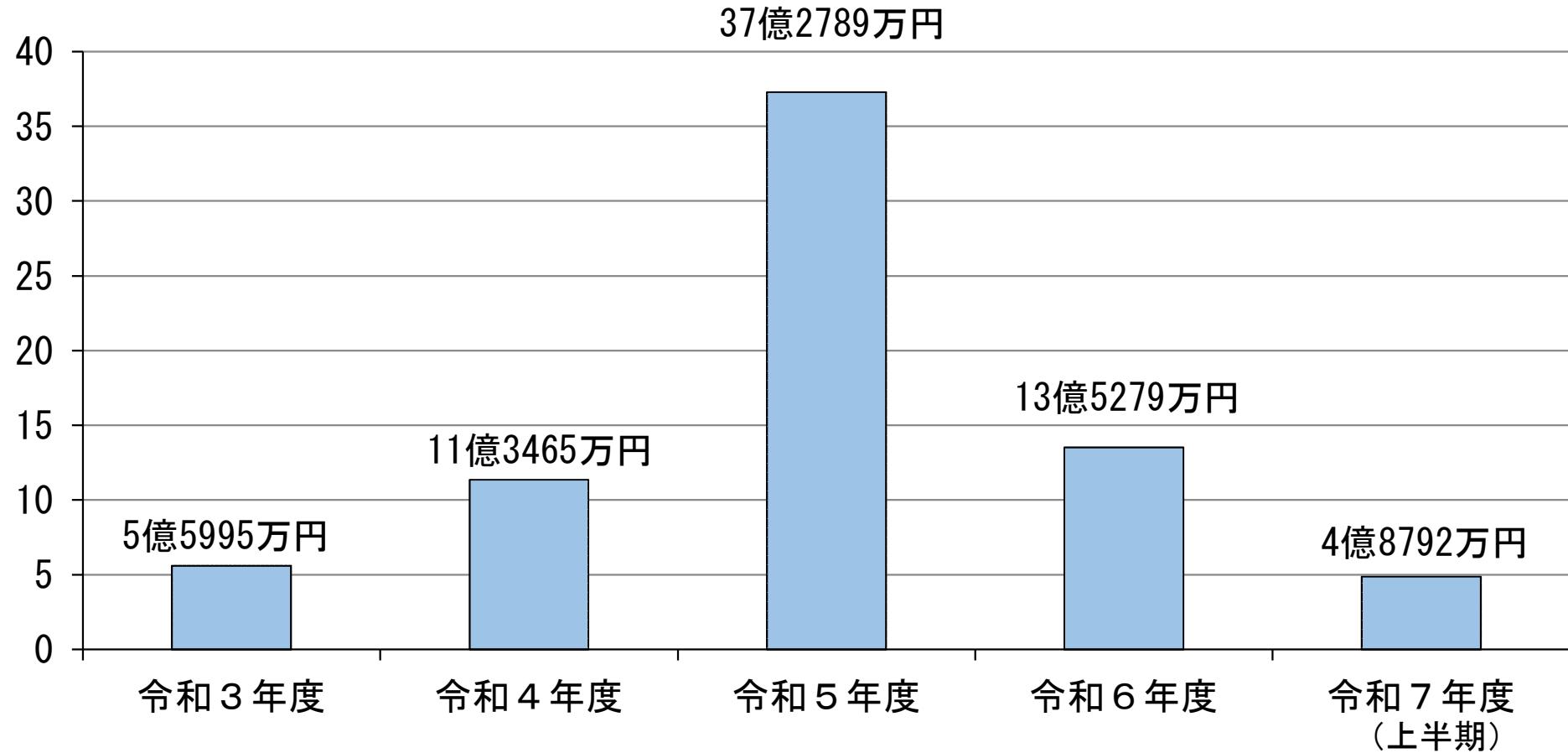
実体規定違反の内訳

(注) () 内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。
1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と、13頁の勧告・指導件数とは一致しない。

(注) () 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

原状回復額の推移

[単位: 億円]



自発的申出の件数及び自発的申出による原状回復の金額等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (上半期)
新規に受けた自発的な申出の件数	32件	23件	39件	32件	17件
処理した自発的な申出の件数	34件	20件	39件	36件	14件
自発的申出による原状回復の金額	1億4896万円	8億2106万円	7770万円	3億5328万円	1億4026万円
自発的申出により原状回復を受けた下請事業者数	433名	91名	2,158名	525名	758名

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を探っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を探ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表（注））。

（注）https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html



取適法(改正下請法)の施行に向けた準備状況と 企業取引研究会の再開について

企業取引課

取適法(改正下請法)の施行に向けた準備状況

企業取引研究会（令和7年7月～）

取適法(改正下請法)の施行に向けた準備状況

企業取引研究会（令和7年7月～）

〈規制の見直し〉

（1）協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

（2）手形払等の禁止

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものを禁止

（3）運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

（4）従業員基準の追加（適用基準の追加）

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

（5）面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供に係る規定を新設

〈「下請」等の用語の見直し〉

- ・題名について、以下のとおり改める。

「下請代金支払遅延等防止法」

⇒「**製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律**」

（略称：「**中小受託取引適正化法**」、通称：「**取適法**」）

- ・用語について、以下のとおり改める。

「**下請事業者**」⇒「**中小受託事業者**」、「**親事業者**」⇒「**委託事業者**」等

取適法施行に向けた準備状況について

改正対象法令（主要なもの）

政令

- 下請代金支払遅延等防止法施行令【施行令】**10/1 公布・公表**

規則（省令）

10/1 公布・公表

- 下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則【明示規則】
- 下請代金支払遅延等防止法第四条の二の規定による遅延利息の率を定める規則【遅延利息規則】
- 下請代金支払遅延等防止法第五条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則【作成・保存規則】

訓令・通達等

10/1 公布・公表

- 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準【運用基準】

主な改正内容

◆ 題名・用語の改正等

政令

規則

運用基準

◆ 書面交付規定の見直し

政令

規則

運用基準

◆ 一方的な代金決定の禁止

運用基準

◆ 手形等の禁止

運用基準

◆ 特定運送委託の追加

運用基準

◆ 従業員基準の追加

運用基準

※その他、企業取引研究会で示された課題（振込手数料の負担の課題等）にも対応

整備内容（取適法関係）①

主な改正項目①

1. 協議に応じない一方的な代金決定等

運用基準

- 禁止行為に追加される協議に応じない一方的な代金決定（法第5条第2項第4号）について、解釈や想定違反事例を追加
「当該協議に応じず」とは、中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む旨等の解釈を明示

2. 手形による代金支払の禁止等

運用基準

- 禁止行為に追加される代金の支払について手形等を使用すること（法第5条第1項第2号）について、解釈を追加
一括決済方式又は電子記録債権を用いて支払をする場合において、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものの使用は支払遅延に該当する旨等の解釈を明示

3. 特定運送委託の追加

運用基準

- 規制対象取引として追加される「特定運送委託」の定義（法第2条第5項）に係る解釈や想定違反事例を追加
「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」は、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務は含まれない旨等の解釈を明示
※特定運送委託の取引において、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務を無償で行わせる場合には、不当な経済上の利益の提供要請（法第5条第2項第2号）として問題となる

4. 従業員基準の追加

運用基準

- 委託事業者該当性の判断基準として追加される従業員基準（法第2条第8項第5号及び第6号等）について、解釈及び運用の明確化
「常時使用する従業員の数」について、労働基準法第108条に規定する賃金台帳の調製対象となる者の数によって算定されるものとする旨の解釈を明示

整備内容（取適法関係）②

主な改正項目②

5. 書面の交付等に係る規定の見直し

規則

運用基準

- 書面交付規定の見直し（法第4条）に伴い、所要の手当を実施

書面の交付に係る義務について、改正後は、事前の承諾の有無にかかわらず、書面の交付又は電磁的方法のいずれかの明示によることができるため、明示に係る規則及び運用基準を整備

6. 題名・用語の改正等

政令

規則

運用基準

- 題名・用語の見直しに伴い、所要の手当を実施

題名・用語の改正や条ずれを下位法令にも反映。政令については下請法等を引用している複数の政令を束ねて改正

7. 企業取引研究会からの宿題事項への対応

運用基準

- 振込手数料の負担に係る運用変更

現行の運用においては、振込手数料を中小受託事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、委託事業者が負担した実費の範囲内で振込手数料を差し引いて製造委託等代金を支払うことが認められているところ、企業取引研究会報告書の提言に基づき、運用基準において、中小受託事業者との書面合意がある場合であっても、減額に該当する旨明記

- 金型等の無償保管に関する考え方の整理

企業取引研究会報告書において、中小受託事業者に対し金型等を保管させる行為は、金型等の所有権の所在にかかわらず本法上問題となり得る旨整理すべきとされたことに加え、令和7年5月1日に型無償保管に関してQ & Aが改訂されたことも踏まえ、金型等を委託事業者が所有する場合のほか、中小受託事業者が所有する場合であっても、委託事業者が事実上管理しているときには当該行為が不当な経済上の利益の提供要請の禁止として問題となることを運用基準に明記

(参考) 意見公募手続での主な意見及び考え方①

(1) 従業員基準に関する意見について

運用基準

「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとする。（運用基準第2の2(2)参照）

○ 判断時点

従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断されます。ただし、例えば、前々月（N-2月）中に賃金が支払われた対象労働者（以下「前々月賃金支払労働者」という。）について前月（N-1月）の末日までに賃金台帳が調製されてその数が把握可能となっているときは、賃金台帳上の当該前々月賃金支払労働者の数をもって、当月（N月）中にされる製造委託等に係る「常時使用する従業員の数」とするものと取り扱います。

○ 委託事業者の留意すべき事項（確認の要否等）

製造委託等をする事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はありません。取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判別する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなりますが、当該相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者に該当しないことが判別できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望されます。

○ 中小受託事業者からの回答に誤りがあった場合の取扱い

委託事業者が、中小受託事業者に対して、「常時使用する従業員の数」について確認したところ、中小受託事業者から事実と異なる回答を得たことにより、当該中小受託事業者に対する製造委託等について本法の適用がないものと誤認し、委託事業者が本法に違反することとなった場合、委託事業者による本法違反行為については是正する必要があるため、当該中小受託事業者に対する本法違反行為について、必要に応じて、指導及び助言を行うことがありますが、直ちには、勧告を行うものではありません。

○ 中小受託事業者の留意すべき事項（説明の要否等）

製造委託等を受ける事業者において、「常時使用する従業員の数」を説明する義務はありませんが、製造委託等をする事業者からの確認に適切に対応していただくことが望されます。

(参考) 意見公募手続での主な意見及び考え方②

(2) 特定運送委託に関する意見について

○ **自社の拠点間の運送、取引の相手方に対する運送の「経路の一部」の運送の解釈**

特定運送委託における「運送の行為の一部を他の事業者に委託すること」とは、取引の相手方に対する運送のうち、その物品の数量又はその経路の一部の運送を他の事業者に委託することをいいます。自社の工場から自社の物流センターまでの運送のような自社の拠点間の運送を他の事業者に委託することは、通常、取引の相手方に対する運送とはいえず、特定運送委託に該当しません。

もっとも、特定の「取引の相手方」向けに仕分けられた販売等の目的物を当該「取引の相手方」に対して運送する際に、自社の拠点をその運送経路の一部として利用する場合には、自社の拠点間の運送であっても、取引の相手方に対する運送の「経路の一部」の運送といえるため、このような運送を他の事業者に委託することは特定運送委託に該当します。

○ **「運送」の役務以外の役務（従業員の派遣、関税・消費税の立替えなど）の提供についてあらかじめ合意していた場合の「不当な経済上の利益の提供要請」の該当性**

特定運送委託における「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいい、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務は含まれないため、荷役作業や車両移動時の立会いのための労務も「運送」に含まれません。

特定運送委託をした委託事業者とその中小受託事業者との間で、中小受託事業者が委託事業者のために運送の役務以外の役務（荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等）を提供することをあらかじめ合意していたとしても、そのような「経済上の利益」を提供することと中小受託事業者の利益との関係が明らかでない場合や、当該「経済上の利益」を提供することが中小受託事業者の直接の利益とならない場合は、「中小受託事業者の利益を不当に害」するものとして、不当な経済上の利益の提供要請に該当します。

(参考) 意見公募手続での主な意見及び考え方③

(3) 協議に応じない一方的な代金決定に関する意見について

○ 中小受託事業者の要請額を全て受け入れなくとも直ちに本号に違反しないか

協議に応じない一方的な代金決定の禁止は、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定することを禁止するものであり、その該当性は実質的な協議が行われているか否かにより判断されます。最終的な製造委託等代金の額は委託事業者と中小受託事業者との協議により定められるのですが、中小受託事業者からの要請額を受け入れられない場合には、その理由や考え方の根拠を十分に説明することが必要となります。

○ コスト上昇分を踏まえて代金額を定めれば「中小受託事業者の利益を不当に害」さないかについての意見

例えば、コスト上昇分を踏まえて従前の代金を引き上げるものであっても、一方的に当該中小受託事業者の申し入れた引上げ額を下回る製造委託等代金の額を決定する場合には、その中小受託事業者の自由な意思による価格交渉により実現される利益が害されるといえ、「中小受託事業者の利益を不当に害」するものに当たると考えられます。

(4) 支払遅延（手形払等の禁止）・減額等に関する意見について

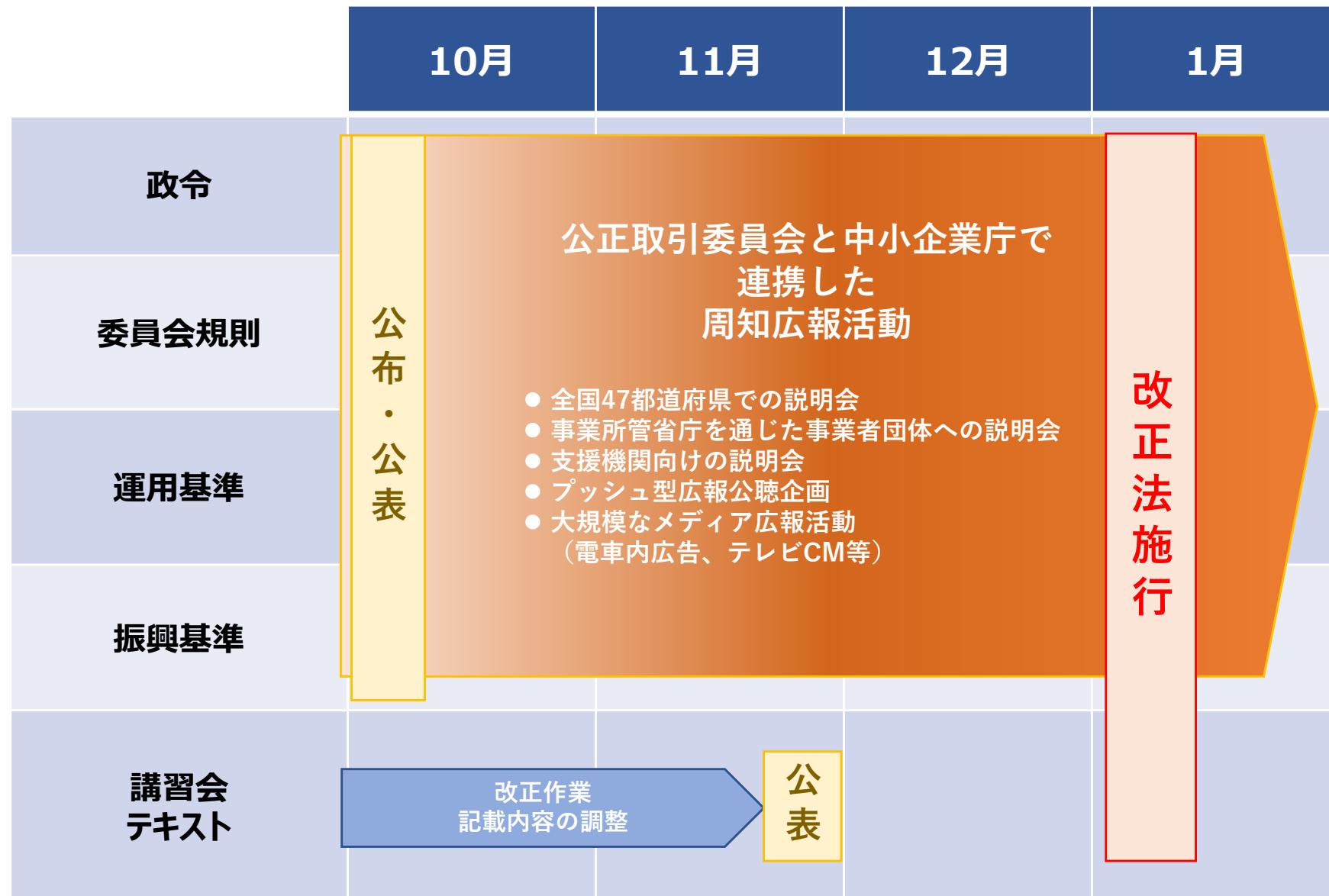
○ 一括決済方式・電子記録債権のうち「満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日より後に到来するもの」を用いることが支払遅延になる場合の解釈

個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお答えすることはできませんが、一括決済方式又は電子記録債権であって「満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日より後に到来するもの」について、委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であって、「支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するとき」に該当せず、また、中小受託事業者が支払期日に代金の満額に相当する現金を受領した状態となることが確保されているときは、「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」には該当しません。

○ 一括決済方式・電子記録債権を使用する場合に中小受託事業者が受取手数料等を一時的に負担することとなる場合の取扱い

金銭による支払と同等の経済的効果が生じるか否かについては、個々の製造委託等について判断されるものであり、一概にお答えすることはできませんが、支払手段の決済に伴い中小受託事業者が受取手数料等を一時的に負担することとなる場合には、あらかじめ書面による合意（当該合意の内容を記録した電磁的記録の作成を含む。）の上、委託事業者が中小受託事業者に対し支払期日までに別途受取手数料等相当額の金銭を支払うなどにより、中小受託事業者が支払期日に製造委託等代金の満額に相当する現金を確実に受領しているようにする必要があります。また、その旨について、本法第7条の書類等の作成・保存をする必要があります。

下位法令等の整備スケジュール（予定）



【全国47都道府県における事業者向け説明会】

8月21日～12月中目処

- ・令和8年1月1日に施行する取適法の周知のため、全国47都道府県での説明会、関係省庁と連携した業種別説明会、業界団体向け説明会を実施。



【中小事業者団体向けの広報・広聴企画の開催】

- ・「取引改善のススメ」をテーマとして、受託事業者に労務費転嫁交渉指針等の積極的な活用を促すための「出張！トリテキ会議」を全国各地で開催

【取適法の周知動画】

11月から順次公開予定

- ・各種媒体で周知動画の放映
(例：特設ページ、電車内広告、テレビCM等)
- ・ウェブ広告、SNSの活用

【実務に役立つ具体例の紹介】

- ・取適法テキスト(11月公表予定)等により具体例の紹介

取適法(改正下請法)の施行に向けた準備状況

企業取引研究会（令和7年7月～）

企業取引研究会の再開

＜企業取引研究会の開催趣旨＞

- 下請法の改正により価格協議に応じない一方的な代金決定や手形払等を禁止するほか、適用基準への従業員基準の追加、発荷主が運送事業者に対して運送を委託する取引を適用対象に追加することなどが盛り込まれた。これらを適切に運用することにより、委託事業者・中小受託事業者間の取引適正化に大きく寄与するものと考えている。
- 一方で、適切な価格転嫁をサプライチェーン全体で定着させていくためには、取適法の対象となる取引に限らず、サプライチェーン全体における取引の実態や多様な商慣行にも広く目を向け、実効的な取組を進めていくことが不可欠である。
- そのため、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応、知的財産・ノウハウの取引適正化など「企業取引研究会報告書」において示された課題に対応し、取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討することを目的として「企業取引研究会」を再度開催している。

初回開催：令和7年7月30日
第2回開催：令和7年10月2日

構成員

海内 美和	海内工業株式会社 代表取締役社長
魚住 康博	日本経済団体連合会 経済基盤本部長
及川 勝	全国中小企業団体中央会 常務理事
岡室 博之	駒澤大学経済学部 教授
加藤 正敏	日本商工会議所 理事・産業政策第一部長
加毛 明	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
神田 秀樹	東京大学 名誉教授
郷野 智砂子	全国消費者団体連絡会 事務局長
鈴木 純	帝人株式会社 シニア・アドバイザー、 経済同友会 副代表幹事
高岡 美佳	立教大学経営学部 教授
滝澤 紗矢子	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
多田 英明	東洋大学 副学長 法学部 教授
中島 宏	関西経済連合会 理事 経済調査部長
仁平 章	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長
原 悅子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法 共同事業 パートナー弁護士
廣田 実	全国商工会連合会 産業政策部長
松田 世理奈	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士
若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科 教授
渡辺 努	東京大学 名誉教授
渡邊 弘子	富士電子工業株式会社 代表取締役

(オブザーバー)
金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省

研究会主要論点

- サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備
- サプライチェーン全体での支払条件の適正化
- 物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応

知的財産取引適正化ワーキンググループの設置

初回開催：令和7年8月4日

概要

- 令和6年度研究会において、知的財産・ノウハウに関する行動規範を示す必要性について御提言いただいた。
- 骨太の方針2025において、「中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたリテラシーの向上等に取り組む。」とされた。（令和7年6月閣議決定）
- 取引環境の整備の観点から、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討している企業取引研究会において、知的財産・ノウハウの取引適正化に関する専門的な議論を行うため、同研究会の下で、知的財産取引適正化ワーキンググループを開催している。

構成員

<委員（五十音順）>

- 泉 克幸 関西大学総合情報学部 教授
- 鮫島 正洋 弁護士法人内田・鮫島法律事務所
代表パートナー弁護士・弁理士
- 名倉 啓太 弁護士法人淀屋橋・山上合同弁護士
- 林 いづみ 桜坂法律事務所 弁護士【座長】
- 松田世理奈 阿部・井窪・片山法律事務所
パートナー弁護士
- 松橋 卓司 株式会社メトロール代表取締役

<オブザーバー>

- 独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）
- 日弁連知的財産センター
- 日本経済団体連合会
- 日本商工会議所
- 日本弁理士会
- 内閣府知的財産戦略推進事務局

（参考）令和6年度研究会報告書

- 第2 デフレ型の商慣習からの脱却に向けて
 - 2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し
 - (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点
ウ 解決の方向性
- 知的財産権やノウハウを無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防がなければ、事業者間の格差が固定化し、インバーションが起きにくくなると考えられるため、具体的な知的財産・ノウハウの取引適正化に関する行動規範を示す必要がある。

前回の知財取引の実態調査から時間も経過しており、また、調査内容も製造業に限られている。今後、幅広い業種を対象とした実態調査を改めて行い、調査結果を踏まえ、独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しにつなげることが必要である。

また、この問題は「ルールを作つて終わり」にしてはならない。ガイドラインで示した内容が遵守されるような実効性のある取組も併せて講じていくべきである。



令和 6 年度及び令和 7 年度上半期における
フリーランス・事業者間取引適正化等法
第 2 章の運用状況等

フリーランス取引適正化室

- 1 令和6年度に54件の指導(このうち45社に対する指導は、フリーランスとの取引が多い業種を集中的に調査した結果、実施したもの)
- 2 令和7年度上半期の勧告件数4件(出版業を行う2社、音楽教室の運営等を行う1社及び放送番組等の制作及び企画等を行う1社に対し勧告)
- 3 令和7年2月に、フリーランスとの取引が多い業種の発注事業者3万社に対して調査票を発出

○フリーランス・事業者間取引適正化等法の処理状況



[単位：件]

年度	申出件数	新規着手件数	処理件数				不問	計		
			措置							
			勧告	指導（注2）	小計					
令和6年度 (注1)	92	137	0	54	54	42		96		
令和7年度 上半期	210	501	4	387	391	25		416		
合 計	302	638	4	441	445	67		512		

(注1) 令和6年度は、フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行された令和6年11月から令和7年3月までの件数。

(注2) 指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

勧告・指導の状況

- ✓ 令和7年3月、**フリーランスとの取引が多い業種**を集中的に調査し、**45名の事業者**に対し、**契約書や発注書の記載、発注方法、支払期日の定め方等の是正**を求める指導を実施

<指導の対象となった事例>

- ・ **ゲームソフトウェア業** オンラインゲームのイラスト制作の委託取引
→ 紹介料を受領する期日及び報酬の額を明示していなかった【取引条件の明示義務】
- ・ **アニメーション制作業** アニメーション作品の制作業務の全部又は原画の作成、音響演出等の委託取引
→ 検査完了日並びに報酬の額及び支払期日を明示していなかった【取引条件の明示義務】
- ・ **リラクゼーション業** 整体施術の業務の委託取引
→ 役務の提供を受ける期日及び場所を明示していなかった【取引条件の明示義務】
報酬の支払期日を「翌月10日まで」と記載し具体的な期日を特定していなかった【期日における報酬支払義務】
- ・ **フィットネスクラブ** グループレッスン業務の委託取引
→ 業務委託の開始後に取引条件の明示を行っており、明示を直ちに行っていなかった【取引条件の明示義務】
- ・ **フィットネスクラブ** SNSの動画等の投稿業務の委託取引
→ 報酬の支払期日を「請求書受領月の翌月末日」と設定していた【期日における報酬支払義務】

- ✓ 令和7年6月、**出版業**を行う2社、**音楽教室の運営等**を行う1社に対し、以下のとおり**勧告**
- ✓ 令和7年9月、**放送番組等の制作及び企画等**を行う1社に対し、以下のとおり**勧告**

令和7年6月17日 **株式会社光文社**に対する勧告、**株式会社小学館**に対する勧告

(原稿、写真データ、イラスト等の作成、ヘアメイクの実施等の委託取引)

取引条件の明示義務違反、期日における報酬支払義務違反について勧告

令和7年6月25日 **島村楽器株式会社**に対する勧告

(音楽教室のレッスン、体験レッスンの実施、発表会やイベントでの演奏等の委託取引)

取引条件の明示義務違反、期日における報酬支払義務違反、不当な経済上の利益の提供要請の禁止規定違反について勧告

令和7年9月26日 **株式会社九州東通**に対する勧告

(テレビジョン放送事業者等から請け負う放送番組等の制作に係る動画撮影等の委託取引)

取引条件の明示義務違反、期日における報酬支払義務違反について勧告

1 フリーランス取引の状況についての実態調査（法施行前の状況調査）

令和6年5月から6月にかけて「フリーランス取引の状況についての実態調査（法施行前の状況調査）」を実施（同年10月18日結果公表）

2 フリーランス・事業者間取引適正化等法の普及・啓発

- 事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を合計40回実施
- 事業者団体等が開催する説明会等に職員を講師として138回派遣
- パンフレット・広報用動画の作成・掲載、ウェブサイトの活用、広報活動の集中的な実施（特設ウェブサイトの開設、インターネット広告、鉄道車内のビジョン広告等の各種の媒体を活用した広告の掲載等）

1 特設ウェブサイト（ポイント解説動画、理解度診断）



2 インターネット広告



3 パンフレット



3 フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る相談

- 地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、5,018件の相談に対応
- 「フリーランス・トラブル110番」において、12,323件の相談に対応

1 説明会・講師派遣 (令和7年9月末時点)

- 事業者及び事業者団体を対象として、主催説明会を合計13回実施
- 事業者団体等が開催する説明会等に職員を講師として42回派遣

2 広報強化期間の実施

(第1弾：令和7年6月30日～8月31日、第2弾：令和7年10月6日～11月30日)

(1) 2025年特設サイトの開設 (令和7年6月30日～)

「しきぶちゃん」とタイアップした特設サイトを開設し、
発注事業者向け、フリーランス向けの解説動画等を掲載

(2) インターネット広告の掲載 (第1弾及び第2弾)

- YouTubeに動画広告、Google、Yahoo!JAPAN、LINE等に
バナー広告を掲載

(3) 公共交通機関における広告掲出 (第1弾及び第2弾)

- 東京メトロ及びJR東日本の車内ビジョン広告

(4) ビジネスマガジン「PIVOT」の配信 (第2弾)

- YouTubeのPIVOT公式チャンネルで、公正取引委員会の職員が
フリーランス法の重要ポイント等を分かりやすく解説した動画を配信
- PIVOTで配信した映像コンテンツを活用した動画広告を
タクシーサイネージメディア「GROWTH」に掲出

3 公正取引委員会SNSからの情報配信

- 公正取引委員会の職員がフリーランス法のポイントを
テーマ別に分かりやすく解説した動画をYouTubeで配信
- X及びFacebookでフリーランス法に関する情報を投稿



(参考) 公正取引委員会
フリーランス法特設サイト



(参考) PIVOT配信動画



(参考) YouTube公正取引委員会チャンネル

